

令和2年度 日置市教育委員会定例会(8月)

○日 時：令和2年8月20日（月） 午後1時30分～午後2時30分

○場 所：日置市公民館 第2・3研修室（3階）

○出席者

委 員：奥教育長・内村委員・胸元委員・鵜木委員

事務局：梅北（事務局長兼教育総務課長）・横枕（社会教育課長）

　　渦尾（学校教育課長）・恒吉（東市来支所教育振興課長）

　　坂上（日吉支所教育振興課長）・松岡（吹上支所教育振興課長）

　　東（教育総務課長補佐）

1 開会

奥教育長：日置市教育委員会8月の定例会を始めます。

2 前回議事録の承認

奥教育長：前回7月定例会の議事録の承認をしていただきます。議事録について修正等はございませんか。

よろしいですか。

（特になし）

それでは承認といたします。

【前回の議事録承認】

7月議事録承認の署名・押印は鵜木委員と胸元委員にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

3 委員及び教育長の報告

奥教育長：委員及び教育長の報告に移ります。鵜木委員からお願ひします。

鵜木委員：7月の定例教育委員会後、教育委員としての活動ではないのですが、朝のラジオ体操がいろいろなところで行われておりますので、毎朝歩いているということもあって、その近辺を歩く時にラジオ体操をしているところに入って、ラジオ体操

したり、子どもたちの様子を見たりということをやっておりました。ステイホームで子どもたちの姿をあまり見ない中で、朝のラジオ体操に集まっている子どもたちの元気な様子を見て安心をしました。

それから、これも教育委員としての活動とは関係ないのでですが、伊集院総合運動公園のプール開放が今年は新型コロナウィルスの影響で25メートルプールのみ開放となっておりました。しかも、日置市在住者に限り、電話予約により1日50人限定ということでした。

夕方、歩いていますと、ほとんど人がいないという状況で、例年なら流水プールやウォータースライダーで子どもたちの歓声が上がって賑やかな状況だったのですが、今年はやはりそのような状況で閑散としていて、寂しさを感じたところでございます。以上です。

奥教育長：はい。ありがとうございました。胸元委員お願いします。

胸元委員：報告させていただきます。

7月27日、日置市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定・評価委員会に出席いたしました。会では、計画の策定方針についてと日置市の高齢者を取り巻く現状、高齢者等実態調査の集計結果など現状把握と評価が行われました。

日置市の高齢化率は吹上地域の44.1%で最も高く、次いで日吉地域の44.0%、東市来地域の39.7%、伊集院地域は27.9%となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、総合的かつ持続的なサービスを提供するとともに、生きがいを持てる地域づくりを進め、積極的な社会参加を促していくよう話し合われました。以上です。

奥教育長：はい。ありがとうございました。内村委員お願いします。

内村委員：報告いたします。

7月は、日置市小学校水泳記録会、日置市教育研究会・講演会、市町村教育委員研修会が、新型コロナウィルス感染防止のため中止となりました。日吉地域でも、8月恒例の5地区の夏祭り花火大会が、新型コロナウィルス感染防止のためにやむを得ず中止となりました。

このようにいろいろな地域行事等が中止になる中で、私の

住む地域では、子ども会・育成会が、「早寝・早起き、朝ご飯しっかり」の基本的生活習慣を守るために、夏休みの7月31日から8月31日まで、お盆の週以外は毎朝ラジオ体操を実施して、ほぼ17人全員の小中学生が参加し、爽やかな朝日を浴びて、親子、地域の方々と元気な朝を迎えています。

今朝、20日は奥教育長さんも早朝に訪問されて、一緒に体操された後、子どもたちに激励の言葉をいただきました。

子ども会では、新型コロナウィルス感染防止のため、中止となりました6月のお田植え祭り、8月の夏祭りで奉納・披露する予定でした「鎌踊り」を、ラジオ体操後に練習して8月22日に子ども会16人と限られた関係者で、鬼丸神社に「鎌踊り」を奉納します。新型コロナウィルス感染防止を図りながら、無事に終わりますように祈願しています。

夏休みも残すところ10日となりました。この間、児童生徒の皆さんのが安全、健康に過ごされて、9月1日の2学期始業式には、全員の児童生徒が登校できますように願っています。私からは以上です。

奥教育長：はい。ありがとうございました。それでは私の方からです。

7月は、この会でもご承認していただいたとおり、夏休みを短縮いたしましたので、7月30日まで1学期の授業をいたしまして、30日が終業式ということでございました。それ以降の行事ですが、7月から8月に4日間にわたって行われました4つの地域の「地域づくりに係る市長との意見交換会」がございまして、今回は、第5期地区振興計画の策定に向けての話題が多かった中で、学校関係では、臨時休業に関わる児童クラブの課題が、いくつかの地区公民館から出されておりました。児童クラブですので直接的には関係はないのですが、学校と密接な関係があるところでございますので、福祉課と連携をとっていくことが必要であると思っております。

8月1日、ジュニアオーケストラの入団式がございました。本来ならば4月に行うものですが、これもコロナウィルス感染防止のために8月まで延期ということでございました。新しく16の方が入団をされまして、指導者まで入れて109名という現在の状況です。演奏を披露する機会が今年は少なくな

るかなと思っていますが、12月20日が定期演奏会ということですでの、今、それに向けて活動を続けているところでございます。

来年の日吉学園開校に向けて、7月に子ども達が学習する新しい校舎が完成しまして、次に日吉中学校の校舎を改築・改修をするための移転作業が8月2日に行われました。これには、PTA・生徒・学校職員、そして教育委員会関係の職員の方々が来られて、行わされておりました。

夏は行事の多い季節ですが、今回はほとんど中止で、この夏行ったのは、北山の火振りと高山のミニバレー大会の2つだけです。以上で報告を終わります。

4 議事

【報告 第14号 令和2年度一般会計補正予算（第6号）の市長への意見具申について】

奥教育長：まず報告第14号令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号）の市長への意見具申について説明をお願いいたします。梅北局長。

梅北局長：それでは、報告第14号令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号）の市長への意見具申についてあります。令和2年度日置市一般会計補正予算（第6号）について意見を求められ、別紙のとおり回答し、臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものです。

資料につきましては、5ページをお開きください。

歳出になりますが11款04項文教施設災害復旧費です。補正前予算額が0円、今回の補正予算額で314万5千円ということになります。

詳細につきましては、資料の10ページをお開きください。11款04項01目11節需用費でございます。施設維持修繕料ということで、114万5千円の増額補正ということになります。内訳につきましては、豪雨災害に伴う学校関係の施設維持修繕になります。まず、小学校の災害復旧費で、上市来小学校の崖の側面土砂崩落除去、和田小学校の農道下の法面修繕及び

プールの南側の陥没修繕となっておりまして、2小学校の3件で57万3千円の増額でございます。それと中学校で東市来中学校校庭の流入土砂除去となっておりまして、57万2千円増額で、合計114万5千円の増額補正となります。

03目社会教育施設災害復旧費でございます。11節需用費の施設維持修繕料で、こちらは市来鶴丸城周辺の市有地の土砂崩れによる大型土嚢設置ということで、200万円の増額補正でございます。学校の施設維持修繕料については、まだ完了した修繕はございません。現在工事中やこれから工事をするものでございます。以上でございます。

奥教育長：はい。ありがとうございました。補正予算について説明がございましたが、委員の皆さまからご質問等はございませんか。
横枕課長。

横枕課長：市来鶴丸城周辺の市有地の土砂崩れの補正について説明をさせてください。1枚紙の写真があります。場所につきましては、東市来支所、鶴丸小学校の北側の市来鶴丸城の山城の遺跡でございます。写真の上部、北側に施設がありますが、特別養護老人ホーム秋光園ですが、その下の白いところが昨年から崩れているところです。前年度の災害修繕工事で民家及びテニスコートへの土砂流出を防ぐため、大型土嚢を赤線のところに設置していましたが、7月の豪雨により、再び、市道・県道や民家、テニスコートへ土砂が流出し、交通の妨げとなつたことから、今回の修繕工事で、水だけ流れるように大型土嚢を追加設置するものでございます。昨年は、30個程度赤線のところに置いてあります。今回は、赤の横の黄色の線のところに設置してあります。今後、台風の前に上の二つの黄色の線のところにも対応しているところでございます。
以上です。

奥教育長：はい。ありがとうございました。ただ今、説明のとおりでございます。よろしいですか。市来鶴丸城跡の下が崩れているということです。他にございませんか。よろしいでしょうか。
(特になし)

報告第14号につきましては、承認していただけますか。
(はい。)

それでは承認といたします。

【報告 第14号 承認】

【報告 第15号 日置市教職員住宅管理規程の一部改正について】

奥教育長：報告第15号日置市教職員住宅管理規程の一部改正について説明をお願いいたします。梅北局長。

梅北局長：資料は別紙になります。1ページをお開きください。報告第15号日置市教職員住宅管理規程の一部改正について、日置市教職員住宅管理規程について、別紙のとおり改正し、臨時に代理したので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

2ページが改正する分でございますが、3ページの新旧対照表の方で説明をいたします。左側が改正後で、右側が現行の規定ですが、この中のアンダーラインが引いてあります吉利教職員住宅1・2・3とありますが、この教職員住宅を削除するという訓令でございます。これにつきましては、行政財産から普通財産へ移管するという手続きになります。以上です。

奥教育長：はい。ただ今説明のとおりでございます。はい、内村委員。

内村委員：行政財産から普通財産へということですが、これは教育委員会から他の課へ移管するということですか。

梅北局長：財産管理を行います財政管財課の所管となりますので、そちらの方が処分等について行っていくということになります。

鵜木委員：現在、入居している人は居ないですね。

梅北局長：今はおりません。

奥教育長：現在はいないですね。

内村委員：吉利小校長宅、教頭宅がずっと空き家だったのですが、入札で売却され、人が入居して人口が増えたのでとても有り難いことですが、この3件はまた財政管財課の方で入居や売却などを進められるということですか。

梅北局長：そのようなことで伺っております。

奥教育長：活用していくこうということです。よろしいですか。他にございませんか。

(特になし)

それでは、報告第15号についても承認とさせていただいてもよろしいですか

(はい。)

それでは承認といたします。

【報告 第15号 承認】

【議案 第4号 日置市立日吉小学校附属幼稚園の廃止について】

奥教育長：議案第4号日置市立日吉小学校附属幼稚園の廃止について説明をお願いします。梅北局長。

梅北局長：資料の方が11ページになります。議案第4号日置市立日吉小学校附属幼稚園の廃止についてであります。日置市立日吉小学校附属幼稚園を別紙に基づき、廃止する。

提案理由が、日置市立日吉小学校附属幼稚園を廃止するため、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4号の規定により提案するものでございます。

12ページの別紙をお開きください。日吉小学校附属幼稚園の休園等方針の一部を改正する方針ということで、平成30年9月20日に制定されております。この中で3項目、1. 休園等の周知、2. 休園措置、3. 休園措置期間が2年続いた場合には、廃園とする、というような方針が出されております。下の方に参考の表がございますが、平成30年に5名入園児がありました。その中で、令和元年度、平成31年度ですが、入園希望者が15人未満となった場合には、休園とするということで、この年から休園、令和2年度も募集を行いましたが、ここには0ですが、1人しかいなかつたということで続けて2年休園ということになりましたので、今回、来年3月31日をもって廃止するということで、提案をしたものでございます。以上です。

奥教育長：はい。ありがとうございました。日吉小の附属幼稚園の廃止ということについての、説明でございました。ご質問等はございませんか。

内村委員：今、そのように2年続けて15人未満ということで、日置市で

も公立幼稚園の土橋・飯牟礼・東市来というのがあります、一番厳しいのは土橋幼稚園だと思います。昨年が5名、今年も5名ということで、今後また日吉小附属幼稚園の例によつて、段階的に検討を進めていかれるのか。

梅北局長：今、伊集院にある2つの幼稚園も15名以下ということで、今後、この幼稚園についてどのような取扱いにするかということを検討委員会を設置いたしまして、その中で熟考しまして、定例教育委員会にてご説明をして方針を決めるというような形になっていくと思います。

奥教育長：はい。よろしいですか。こういう状況が続いておりますので、これからその委員会を設置していくという方向を検討していくということでございます。はい、他にございませんか。

（特になし）

はい。それでは議案第4号につきましてはこれで議決としてよろしいですか。

（はい。）

それでは、議案第4号は議決といたします。

【議案 第4号 議決】

【議案 第5号 日置市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について】

奥教育長：続きまして議案第5号日置市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について説明をお願いします。はい。横枕課長。

横枕課長：はい。13ページをお開きください。議案第5号日置市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定についてです。日置市体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のとおり制定する。提案理由としては、日置市体育施設条例の一部を改正する条例（令和2年日置市条例第26号）の施行期日を定めるため、規則を制定したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案するものでございます。

14ページをお開きください。別紙の中で日置市体育施設条

例の一部を改正する条例（令和2年日置市条例第26号）の施行期日は、令和2年10月1日とするものでございます。これにつきまして、対象施設は6月の定例会でご審議いただきました吹上人工芝サッカー場が9月末で完成することから、供用開始を10月1日からとするものでございます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

奥教育長：はい。ありがとうございました。ただ今説明があったとおりでございます。期日を定める規則ですので、10月1日から施行するという議案でございます。よろしいですか。

（特になし）

では、議案第5号につきましても議決とさせていただきます。

【議案 第5号 議決】

【議案 第6号 日置市適応指導教室条例施行規則の制定について】

奥教育長：議案第6号日置市適応指導教室条例施行規則の制定について説明をお願いします。渦尾課長。

渦尾課長：議案第6号についてです。日置市適応指導教室いわゆる「ふれあい教室」の条例施行規則の制定について、別紙のとおり制定するものですが、提案理由としましては、条例の制定に伴い、規則を制定したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案いたしました。

次のページをお開きください。日置市適応指導教室条例施行規則ですが、第8条までありますが、趣旨が第1条にございます。第2条に休館日について規定しておりますが、市の学校管理規則に規定しております休業日とその他に市教育委員会が定める日を休館日としますということを規定しております。第3条は指導員の職務です。現在3人の指導員がおりまして、通常2人ずつ交替で入っています。第4条は使用許可の申請についてですが、許可を受けようとする者の保護者が所定の申請書を在籍する校長を経由して教育委員会へ提出しなければならない。在籍する校長は申請書の提出があった場合は校長としての意見書を添えて教育委員会へ送付し

なければならない。第3項として、教育委員会はこれを審査して適応指導教室入級が適切かどうかの可否を判断していきます。

右のページです。第4項として、その結果について通級結果通知書によって保護者等に知らせていきます。第5条は遵守事項、第6条は職員の立ち入り、第7条は子ども達の適応指導教室の通級出席状況、そして適応指導教室の学習の状況等を所定の用紙により各在籍学校長に報告しなければならない、ということを定めております。附則としまして、この規則は令和2年9月1日から施行するものとしております。ご審議の方よろしくお願いします。

奥教育長：はい。ありがとうございました。ただ今説明があったとおりでございます。前回の条例の制定についてのご提案でございました。実際の施行に関して必要な事項を定めるということで、規則を制定するものでございます。委員の皆さま方ご質問等がおありでしたらどうぞお出しください。はい、鵜木委員。

鵜木委員：17ページの第5条の遵守事項ですが、（2）に「許可された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を取り扱わないこと」とありますて、その中に「喫煙し、」という言葉がありますが、現在、公共施設のほとんどが敷地内禁煙となっていると思います。この言葉が必要かどうか、もし喫煙が駄目だとはつきり示すのであれば、（3）に「敷地内は全て禁煙とする」と1項を設けて、そして（4）に前3号に掲げるもののほか、教育委員会が定める事項、とした方がいいのかなど、この「喫煙し、」という言葉にひつかかってしまうのですが。

奥教育長：はい。ありがとうございます。はい、ただ今の事について事務局から何かございますか。基本的には、市役所もそうですが、喫煙は限定された場所のみとなっています。市役所の場合も1ヶ所だけ認めていまして、完全に0ではないです。従いまして、このふれあい教室という施設を全て禁煙の対象とするかどうかというところに関わってくると思います。これは、例えば市役所等の喫煙場所の指定に関する規則はありますか。

梅北局長：健康増進法で、庁舎の敷地内では厳しくて原則喫煙はできないということで、中央公民館などの2種の施設に関してはある程度条件を満たせば喫煙ができるというような規定があります。ふれあい教室が公共施設となるわけですが、1種に該当するのか、2種に該当するのか、詳細は調べておりませんが、2種に該当しても喫煙は駄目だということを規定したところです。

鵜木委員：子ども達が使う場所だということであれば、やはり子ども達を中心に考えた方がいいのではと思います。ここで、喫煙を想定できる大人というのは、保護者ですか、職員ですか。

梅北局長：保護者の方は、送迎以外で様子を見るということで入室されることもあるかとは思いますが、基本的には子ども達だけの利用になり、大人であれば指導員ということになります。今、3名の指導員がいますが、その方々の喫煙というのは、今のところはないというような状況です。

奥教育長：子ども達が学習する場で、学校とほぼ同じですので、基本的には敷地内は禁煙というのは当然だろうと思います。この文言では、「許可された場所以外で」ということは、許可された場所があれば良いというようなことになります。飲食の場合は、許可された場所があると思いますが、喫煙に関しては許可された場所はないだろうと想定されます。この文言はこのままにするか、別に項立てをしますか。

梅北局長：実際、飲食については許可制でできるとしても、喫煙についてはできないということで、先生が言われたように1号ずらして3号で敷地内での喫煙は禁止と明言した方がいいと思います。

奥教育長：そのような形にしましょう。

梅北局長：火気の取扱いについては、そのまま残して、喫煙については喫煙できないという旨で3号に入れて、今の3号を4号にします。

奥教育長：明言することですね。

梅北局長：変更をするということにいたします。

奥教育長：はい、ありがとうございます。ただ今、鵜木委員からご意見がありましたように、第5条につきましては、喫煙はできな

いということを、この中に明記するということでいきたいと思います。文言については事務局にお任せいただきますか。

鵜木委員：はい。

奥教育長：それでは、そういう趣旨の文言を第3号で入れるということでお願いをいたします。他にございませんか。内村委員。

内村委員：学校などで先生方が喫煙をされていますが、そうした場合、学校の敷地内ですか、敷地外ですか。

奥教育長：基本的に、学校は敷地内禁煙です。従って敷地外は良いとなつております。従いまして、学校の門の外や学校の裏辺りなどいろいろあるわけですが、喫煙については課題があると思っております。それについてご意見のある方いらっしゃいますか。

よろしいですか。他にございませんか。

それでは、議案第6号につきましては議決とさせていただいてもよろしいですか。

(特になし)

それでは決定といたします。

【議案 第6号 議決】

【議案 第7号 日置市ふれあい教室設置要綱の廃止について】

奥教育長：議案第7号日置市ふれあい教室設置要綱の廃止について説明をお願いいたします。渦尾課長。

渦尾課長：議案第7号日置市ふれあい教室設置要綱を別紙のとおり廃止するものであります。理由としましては、日置市適応指導教室条例の制定に伴い、要綱を廃止したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案するものであります。

24ページをお開きください。日置市ふれあい教室設置要綱（平成27年日置市教育委員会告示第7号）は廃止するといいたします。この告示は、令和2年9月1日から施行するものであります。ご審議のほどよろしくお願いします。

奥教育長：はい、要綱の廃止ということでございます。

これについては、特にないですよね。

(特になし)

それではこの議案第7号も議決いたします。

【議案 第7号 議決】

奥教育長：いよいよ9月1日から新しい場所でふれあい教室がスタートをするということでございます。今、職員の方々が教室中の整理や周りの掃除など準備を進めているところでございます。子ども達にとって良い学びの場所となるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。本日の議事は以上でございます。

5 教育委員会事務局からの報告

- (1) 事務局長兼教育総務課長
- (2) 学校教育課長
- (3) 社会教育課長
- (4) 各支所教育振興課長
 - ア 東市来支所教育振興課長
 - イ 日吉支所教育振興課長
 - ウ 吹上支所教育振興課長

6 その他

7 閉会

奥教育長：以上をもちまして、令和2年8月の教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

終了

署名委員

内閣友誼會


署名委員

中華人民
